平成２２年（フ）第４６２号
静岡県沼津市沼北町２丁目12番12号　メゾン長嶋202、前住所大阪府茨木市真砂２丁目16番８号
債務者　三原　香織
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
滋賀県守山市水保町1423番地９　シャローム北川Ｂ棟201号
債務者　弘瀬　勝彦
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１３号
滋賀県守山市水保町1423番地９　シャローム北川Ｂ棟201号
債務者　弘瀬　温子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９４号
大津市勧学１丁目14番18号　リバーヒル勧学201
債務者　加藤　正木
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１６号
大津市本堅田１丁目19番11号、前住所大津市衣川１丁目34番４号
債務者　藤田　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３６号
滋賀県栗東市小柿３丁目３―28、住民票上の住所大津市瀬田６丁目３番５号　アムフルース205
債務者　藤木　浩介
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５７１号
京都市南区吉祥院西浦町22番地
債務者　北出　眞一
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３１号
京都市左京区下鴨森本町13番地17
債務者　堀之内則明
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０３号
京都府久世郡久御山町田井西荒見92番地18
債務者　足立加奈子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４７号
京都市伏見区竹田内畑町253番地　スタジオ・ヒロ101号室
債務者　南　　好生
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
香川県高松市成合町522番地１シティ87Ｄ―２号
債務者　椎葉　味香（旧姓平尾）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３８６号
香川県高松市一宮町1335番地２
債務者　藤谷美枝子（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３８８号
香川県さぬき市志度1414番地３ハイツホワイト102号、住民票上の住所香川県さぬき市長尾西2084番地１
債務者　松岡　伸二
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４１３号
香川県高松市国分寺町新居1764番地３
債務者　竹内ケイ子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４２４号
香川県高松市新田町甲918番地４
債務者　冨木田弘美（旧姓堺）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４２７号
香川県高松市植松町69番地２
債務者　渡辺　泰典
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２５９号
群馬県館林市富士見町15番１号　シャルルドゥ富士見―101
債務者　栗原　陽子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
前橋地方裁判所太田支部